## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿
	松戸市選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	松戸市選挙管理委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	公職選挙法第十九条に基づく選挙人名簿の調製及び 管理業務のために利用する。
記録項目	1名簿抄本情報、2選挙情報、3名簿登録情報、4 名簿抹消情報、5名簿表示情報、6十一条該当情報、7名簿区分、8投票区、9投票所、10世帯番号、11個人番号、12氏名、13氏名カナ、14性別、15生年月日、16続柄、17世帯情報、18現住所情報、19住民状態、20住民年月日、21住民届出年月日、22住民票作成情報、23住なく年月日、24住なく届出年月日、25住なく事由、26住定年月日、27住定届出年月日、28転出予定年月日、29転出先情報、30前住所情報、31更新情報、32選挙区、33簿冊番号、34記載順位、35本籍情報、36選挙人名簿異動情報
記録範囲	選挙人名簿に登録された者
記録情報の収集方法	公職選挙法第十九条に基づく選挙人名簿の調製
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	_
開示請求等を受理する組織の名	(名 称)松戸市総務部文書管理課
称及び所在地	(所在地) 〒271-8588 松戸市根本387番地の5
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続等	公職選挙法第二十四条 公職選挙法第二十七条第3項
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当 するファイル □有 ■無
行政機関等匿名加工情報の提案 の募集をする個人情報ファイルであ る旨	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の提案 を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)
備考	

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	裁判員候補者予定者名簿
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	松戸市選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供され	
る事務をつかさどる組織の名称	松戸市選挙管理委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第二十一条 に基づく裁判員候補者者予定者名簿の調整
記録項目	1選管通番、2個人識別ID、3氏名、4生年月日、5郵便番号、6住所、7本籍
記録範囲	裁判員候補者予定者
記録情報の収集方法	選挙人名簿に登録されている者の中から裁判員候補 者の予定者として同法第二十条の通知に係る人数を 抽出
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	千葉地方裁判所
開示請求等を受理する組織の名 称及び所在地	(名 称)松戸市総務部文書管理課
	(所在地) 〒271-8588 松戸市根本387番地の5
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続等	-
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号 政令第21条第7項に該当 するファイル (マニュアル処理ファイル)
(には) とは (おり) という ( という ) という	□有 ☑無
行政機関等匿名加工情報の提案 の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の提案 を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
備考	